

北上市告示甲第146号

北上市老人保護措置費支弁要綱（平成28年北上市告示甲第9号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年11月12日

北上市長 八重樫 浩文

改正前	改正後
<p>（事務費）</p> <p>第4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特別事務費は、第1号及び第4号に規定する額の合計額を当該施設の定員に12を乗じて得た数で除して得た額（1円未満切捨て）に、第2号、第3号、第6号、第7号及び第9号から第11号までに規定する額並びに第8号の規定により算定した額を合算した額（以下「特別事務費月額」という。）に、特別事務費月額（第8号から第11号までの規定により算定した額を除く。）に1.16パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。ただし、3月分の算定については、第5号の入所者処遇特別加算の額を、<u>同号</u>の規定により特別事務費月額に合算する。</p> <p>(1)～(11) [略]</p>	<p>（事務費）</p> <p>第4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特別事務費は、第1号及び第4号に規定する額の合計額を当該施設の定員に12を乗じて得た数で除して得た額（1円未満切捨て）に、第2号、第3号、第6号、第7号及び第9号から第11号までに規定する額並びに第8号の規定により算定した額を合算した額（以下「特別事務費月額」という。）に、特別事務費月額（第8号から第11号までの規定により算定した額を除く。）に1.16パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。ただし、3月分の算定については、第5号の入所者処遇特別加算の額<u>及び第12号の介護人材確保及び職場環境改善等加算の額</u>を、<u>それぞれ第5号及び第12号</u>の規定により特別事務費月額に合算する。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 介護人材確保及び職場環境改善等加算</u></p>

養護老人ホームにおいて、職場環境改善等に向けてアに規定するいずれかの取組を計画又は実施している施設について、各会計年度の4月から3月までの各月毎の職員数から特定施設入居者生活介護を担当する相談員、訪問介護員等を除いた数（いずれも常勤換算とする。）を求め、12箇月分を合計し、12で除して得た職員数1人当たり年額54,000円を加算する。

ア 加算の要件

(ア) 職員等の業務の洗い出し、棚卸し等、現場の課題の見える化の取組

(イ) 業務改善活動の体制構築（委員会、プロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等をいう。）の取組

(ウ) 業務内容の明確化及び職員間の適切な役割分担の取組

イ 加算の対象経費

職場環境改善経費（介護人材等を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費等の経費を含む。）又は人件費に要する費用とする。ただし、介護ロボット等の機器購入費用に充当することはできない。

ウ 加算の方法等

(ア) 本加算の対象として認定を受けようとする施設は、毎年12月末までに計画書を市長に提出し、翌

年4月末日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(イ) 市長は、加算を認定した施設に対し、必要に応じて実施状況の確認を行うものとする。

(ウ) 本加算額は、3月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。